

商工会会員の皆さまへ

2026年10月1日以降保険始期用

会員事業者を取り巻くさまざまな事故や災害から、事業活動をお守りします。

商工会の 業務災害補償プラン

最大割引率
約**35%**



保険期間

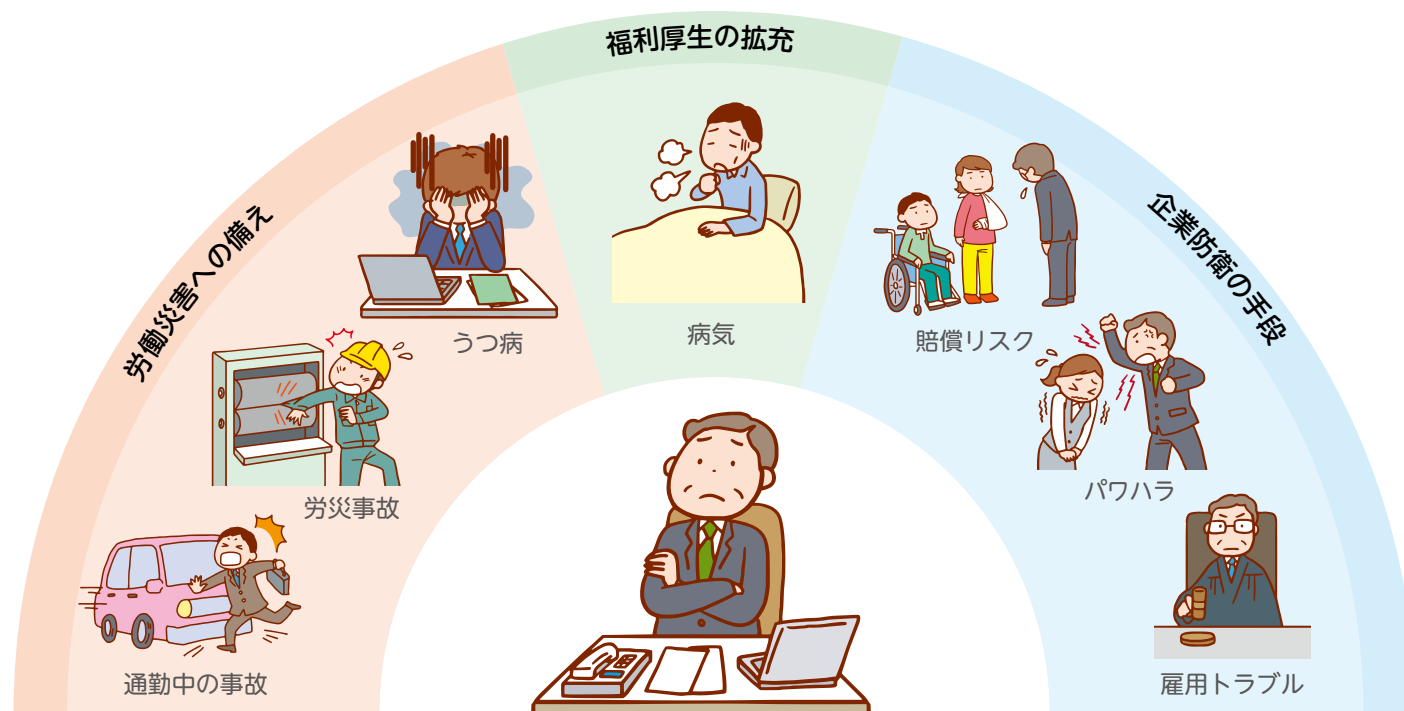
加入始期月 1 日午後 4 時から翌年同月 1 日午後 4 時まで

加入は 毎月受付中！ お申込み月の翌月 1 日～ 1 年間の保険期間でご加入いただけます。

全国商工会連合会

引受保険会社 大同火災海上保険株式会社

企業と従業員を取り巻くリスクは多種多様です。



業務中の事故によるケガのほか、うつ病やハラスメント等の様々なリスクへの**事前の対策が重要です！**
また従業員のケガなどについて、事業者が損害賠償を請求された場合は、**多額の金銭的な負担**を抱えるリスクもあります。

企業防衛のためのリスク 対策は万全ですか？

政府労災における給付対象はご存じでしょうか？

労働者が業務を原因としてケガや疾病を被った場合や、その結果、後遺障害や死亡となった場合は、政府労災保険から給付を受けられます。しかしこの給付は、企業や従業員が必要とする費用をすべて補償するものではありません。

【政府労災保険から給付されるもの】

死亡・後遺障害の場合	ケガ・疾病の場合
遺族(補償)等年金	療養(補償)等給付
遺族(補償)等一時金	休業(補償)等給付
葬祭料等	傷病(補償)等年金
障害(補償)等年金	介護(補償)等給付
障害(補償)等一時金	二次健康診断等給付

【政府労災保険では給付されないもの】

休業(補償)の不足分 (休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額)
従業員や遺族への慰謝料
再発防止のための対策費用

【労働災害関係高額事件(判決)事例】

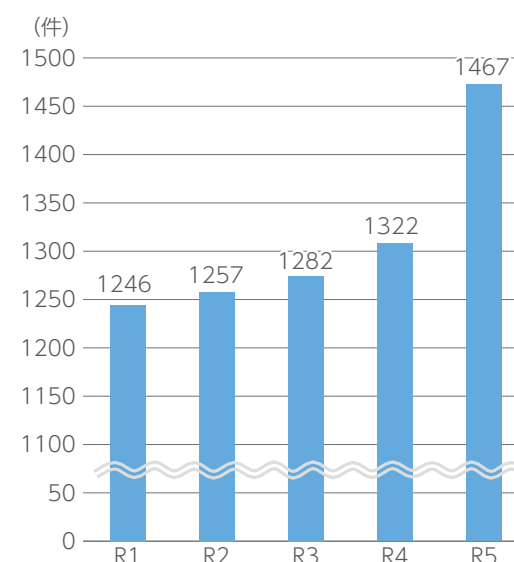
労災事故が発生すると、従業員のケガなどの補償のほかに企業の賠償責任が問われる可能性があります。

賠償額	事故内容
1億6,800万円	恒常的な残業を伴う長時間労働によりうつ病に罹患し、自殺。(最高裁・平成12年3月24日)
1億4,056万円	消防用設備の点検作業中にダクトスペースから転落し、脊椎損傷。後遺障害認定。(神戸地裁・令和6年5月10日)
7,863万円	長時間労働により急性左心機能不全となり、死亡。(京都地裁・平成22年5月25日)

沖縄県の労働災害の状況

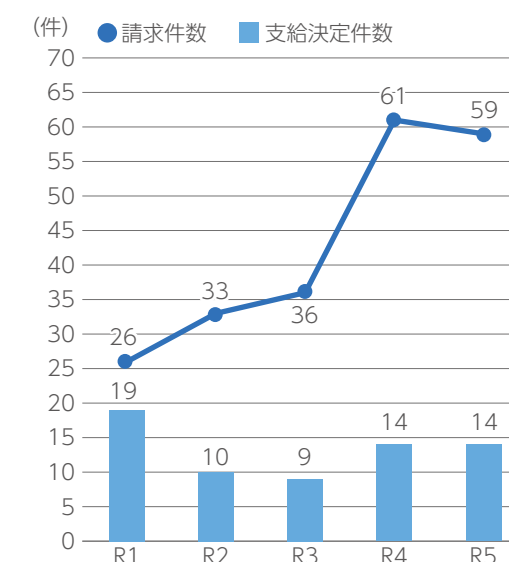
近年、沖縄県においては毎年1,200件を超える労働災害が発生しており、2023年(令和5年)は過去最多の1,467件の労働災害が発生しています。
また業務中のケガだけでなく、脳・心臓疾患といった疾病や、うつ病などの精神障害(メンタルヘルス疾患)についても労災認定されるケースがあります。

労働災害発生状況(沖縄県)



出典: 沖縄労働局『業種別署別労働災害発生状況』

脳・心臓疾患・精神障害の 労災補償状況(沖縄県)



出典: 厚生労働省『脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況』『精神障害に関する事案の労災補償状況』

労災認定身体障害追加
補償特約で補償！

1つの保険で 業務災害リスクをまとめて補償!

労働災害の補償 業務に起因する業務上のケガ・疾病を補償します。

①死亡補償保険金

自動セット

従業員が通勤中に自動車事故に巻き込まれ死亡した。

②後遺障害補償保険金

自動セット

従業員が就業中に工具で誤って指を切断してしまった。

③入院補償保険金

従業員が運搬作業中に貨物の下敷きになり複数箇所を骨折し入院した。

④手術補償保険金

従業員が調理作業中にやけどを負い、緊急手術を行った。

⑤通院補償保険金

従業員が階段からの転落により足を骨折し、通院した。

⑥労災認定身体障害追加補償特約

オススメ!

従業員が長時間労働が原因でうつ病を発症し、治療を行った。

⑦休業補償保険金支払特約

従業員が就業中のケガにより長期間休業し、企業が休業補償を行った。

⑧医療費用補償保険金支払特約

企業がケガをした従業員の検査費用や医療器具の購入費用を負担した。

※①、②の保険金はすべてのご契約に自動セットされます。
※③～⑤の保険金のうち、必要な補償のみ選択することができます。ただし、④は③をご選択された場合のみご選択いただけます。

福利厚生への補償 従業員・遺族のための補償です。

⑨役員・個人事業主等フルタイム補償特約

役員が就業時間外にケガをして治療を行った。

⑩従業員フルタイム補償特約

従業員が就業時間外にケガをして治療を行った。

⑪疾病入院補償保険金支払特約

オススメ!

従業員ががん(業務との因果関係はなし)で入院した。

※⑨は、個人事業主が記名被保険者^(注)となる場合は自動セットされます。
(注) 加入依頼書の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。

<業務災害補償プランで補償されるリスクとセットする特約の関係>

- (1) 業務中の傷害・疾病リスク
すべてのご契約で補償されます(業務災害補償基本特約が自動セットされます)。ただし、心疾患・脳疾患等については「⑥労災認定身体障害追加補償特約」をセットし、労災認定がある場合のみ補償されます。
- (2) 業務外の傷害リスク
役員・個人事業主等の場合「⑨役員・個人事業主等フルタイム補償特約」、従業員の場合「⑩従業員フルタイム補償特約」をセットすることで補償されます。
- (3) 業務外の疾病リスク
「⑪疾病入院補償保険金支払特約」をセットすることで補償されます(ただし入院のみ)。
- ※(2)(3)は業務外のリスクを補償するため、従業員からの申告がない場合は、事業主が事故の発生を把握できず保険金の請求漏れにつながる恐れがあります。「⑩従業員フルタイム補償特約」「⑪疾病入院補償保険金支払特約」をセットする場合は、福利厚生としてこれらの補償制度を導入している旨を、従業員等へ周知いただくようお願いいたします。

	傷害リスク	疾病リスク
業務中	(1)	
業務外	(2)	(3)

「業務災害補償プラン」は労働災害を補償する保険金(①～⑤)と各種特約(⑥～⑪、その他特約は約款を参照ください)を組み合わせることにより、お客さまの事業活動に合わせた補償内容にすることができます。

- ※ 補償や特約の詳細については、P9～12をご参照ください。
- ※ 一部の特約については、ご契約方式や補償・特約の組み合わせ等によりご選択いただくことができない場合がございます。

企業防衛の補償 労災発生時に事業者をお守りする補償です。

⑫使用者賠償責任補償特約

自動セット

従業員が就業中に死亡し、遺族から企業の責任を問われた。

⑬雇用慣行賠償責任補償特約

従業員が職場で受けたハラスメント行為に対して企業の管理責任が問われた。

⑭メンタルヘルス対策費用補償特約

うつ病で休職した従業員の職場復帰のためのコンサルティング費用を負担した。

⑮法律相談費用補償特約

従業員の就業中のケガについて、企業から弁護士へ法律相談を行った。

⑯事業主費用補償特約

企業が就業中に死亡した従業員の葬儀等の費用を負担した。

⑰死亡・後遺障害(第1～7級)臨時費用補償特約

従業員が就業中にケガを被り後遺障害3級の認定。再発防止として安全柵を設置した。

※⑫の特約はすべてのご契約に自動セットされます。
※⑬は個人事業主が記名被保険者^(注)となる場合はご選択いただくことができません。

(注) 加入依頼書の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。

／さらに／

「業務災害補償プラン」は、 お客さまのニーズにお応えしたさまざまなメリットがございます!

特徴1 スピーディーに保険金をお支払いします。

- 政府労災の認定を待たずに保険金をお支払いします。
※精神疾患(メンタルヘルス疾患等)、脳疾患、心疾患や、使用者賠償責任補償特約の一部の補償部分を除きます。
- 事業者が従業員の方へ法定外補償規定等に基づいて補償金等を支払う場合に、ご契約時に設定した金額を限度として、事業者へ保険金を直接お支払いします。

特徴2 簡単なお手続きでご契約いただくことができます。

- ご契約時に必要なのは「1年間の売上高」と事業内容のご申告のみとなります。ご契約時に確定した保険料をお支払いいただくため、ご契約後に売上高が変動した場合も報告や精算はございません。
※一部事業のみを補償する場合等は、別途根拠資料のご提出が必要な場合がございます。

特徴3 全国商工会連合会のスケールメリットによる割引をはじめ各種割引制度がございます。

- 団体割引(スケールメリットによる割引)
全国商工会連合会のスケールメリットにより保険料を20%割引いたします。
※割引率については、毎年の被保険者数に応じて変動する場合がございます。
- 優良フリート割引
本商品の引受保険会社にて自動車保険をご契約中のお客さまで、フリート契約の優良割引が20%以上のお客さまは保険料が最大10%割引になります。

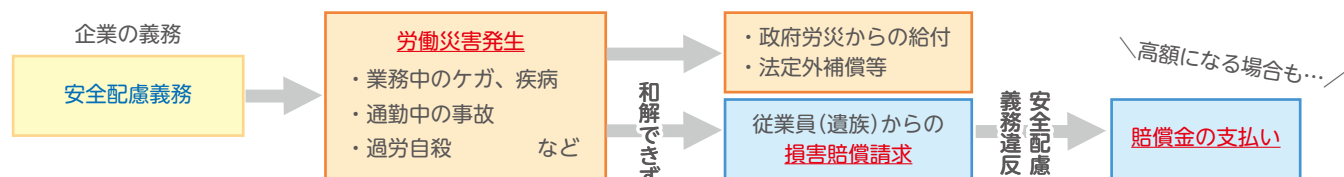
特徴4 ご契約者が法人の場合、税制上のメリットがございます。

- 法人がご契約者となり、役員・従業員全員または従業員全員を補償の対象とした場合、保険料は全額損金処理が可能です。

自動セット！使用者賠償責任補償特約のポイント

近年、事業主が雇用契約上、労働者に対して負う安全配慮義務をおこたったとして、労災事故において高額な賠償金を求められるケースが増えてきています。また、労災認定の対象も過労死や過労自殺にまで拡大しつつあり、リスクはますます高まってきています。

このようなリスクへの備えとして、使用者の労働災害による賠償リスクを補償する「使用者賠償責任補償特約」をご用意しており、業務災害補償プランでは自動セットされます。



政府労災だけでは賠償リスクに備えることができません。**使用者賠償責任の備えが必要です！**

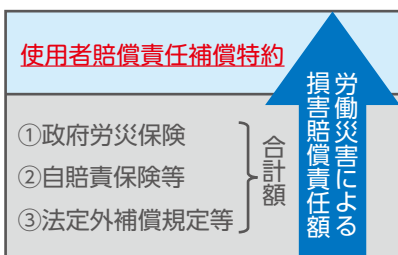
【この特約でお支払対象となる部分】

この特約では、使用者が負担する損害賠償責任額から、次のものを除いた額をお支払いします。

- ① 政府労災保険等により支給されるべき金額（特別支給金を含みません。）
- ② 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 法定外補償規定等により事業主から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額

そのほか、損害の発生や拡大の防止のために要した費用や、損害賠償請求の解決のために要した費用を、費用保険金としてお支払いします。

□ 補償します □ 補償対象外



この特約の付帯とあわせて、ハラスメントによる損害賠償請求を受けたときに補償する**雇用慣行賠償責任補償特約**や、使用者賠償が疑われる場合に弁護士や司法書士へ法律相談する費用を補償する**法律相談費用補償特約**もおすすめです。

おすすめ！疾病入院補償保険金支払特約のポイント

昨今の働き方改革や企業の人手不足等の影響により、福利厚生を充実させ人材の確保・定着を目指したいというニーズが高まっています。

このようなニーズにお応えするため、補償対象者が業務に起因しない疾病により入院した場合に、定額の保険金をお支払いする「疾病入院補償保険金支払特約」をご用意しています。

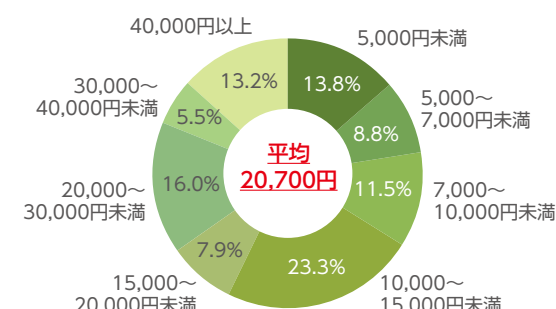
【この特約でお支払対象となる疾病】

この特約では、補償対象者が被った疾病のうち、次のいずれにも該当しない場合に保険金をお支払いします。

- ① 業務災害補償基本特約における身体障害
- ② 労災認定身体障害追加補償特約における身体障害

①の特約の身体障害 (業務中の疾病)	→	すべてのご契約で 補償されます
②の特約の身体障害 (労災認定された疾病)	→	労災認定身体障害追加 補償特約で補償
その他の疾病	→	この特約で補償

【入院時1日あたりの自己負担額の平均】



出典：(公財)生命保険文化センター「2022年度「生活保障に関する調査」」

ご確認ください！疾病入院補償保険金支払特約の注意点

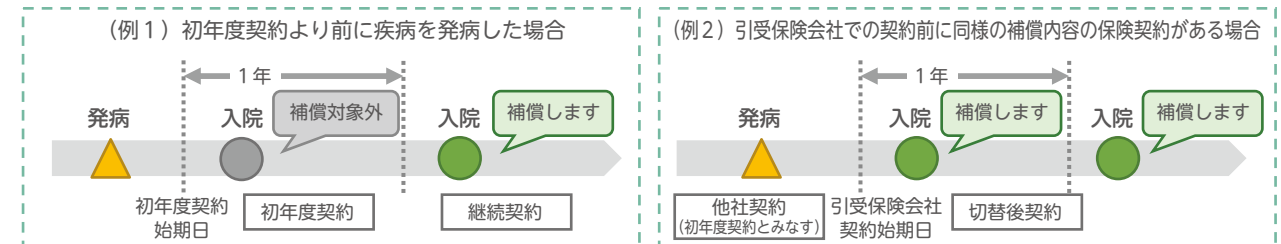


疾病入院補償保険金支払特約の保険金のお支払いに関する注意点は以下の通りです。
事故発生時には疾病の発症日や過去の入院等について確認のうえ、ご契約の内容に従って保険金をお支払いいたします。

① 保険期間より前に発病していた疾病について

この特約を初めて付帯した保険契約（初年度契約）の始期日より前に発病した疾病（既往症）については、初年度契約の始期日から1年を経過後に入院を開始した場合に保険金をお支払いします。（初年度契約の始期日から1年未満で入院を開始した場合はお支払いしません）

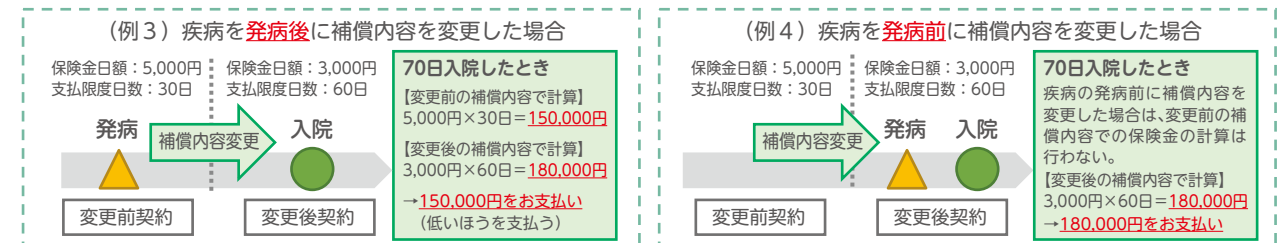
ただし、この特約と同様の補償内容の保険契約を、初年度契約より前に引受保険会社以外でご契約されている場合は、その保険契約を初年度契約とみなします。その場合は、既往症による入院が引受保険会社での保険契約の始期日から1年未満で開始した場合であっても、保険金をお支払いします。



② 補償内容の変更について

疾病を発病した日から入院を開始した日までの間に、この特約の補償内容（保険金日額・支払限度日数）を変更した場合（注1）は、変更前の補償内容と変更後の補償内容のそれぞれで保険金の額を計算し、いずれか低いほうの金額をお支払いします。

（注1）保険期間中の補償内容変更のほか、契約更新のタイミングで補償内容を変更した場合を含みます。

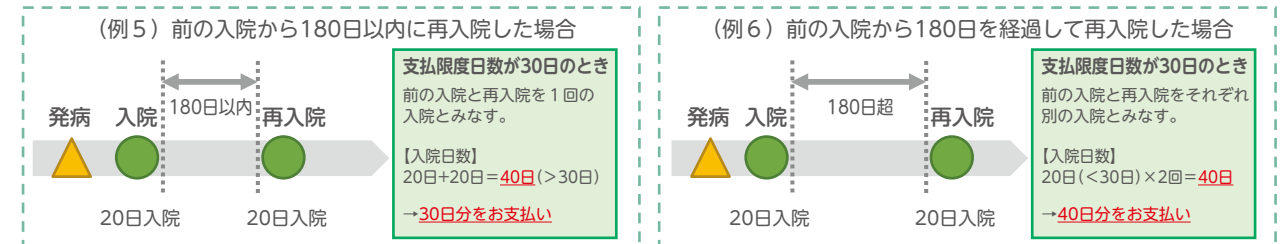


③ 同一の疾病による再入院について

入院を終了した後、その入院の原因となった疾病と同一の疾病（注2）によって再入院した場合は、前の入院と再入院を合わせて1回の入院とみなします。

ただし、前の入院の終了した日から、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、前の入院とは別の入院として取扱いします。また前の入院と再入院の間に契約の更新があった場合も同様の取扱いとします。

（注2）医学上重要な関係がある疾病を含みます。



補償の対象となる方の範囲や保険期間などの
ご契約条件についてまとめております。
ご契約前に必ずご確認ください。

★ 保険料の試算のためにご準備いただく資料 (以下のいずれかをご準備ください)

☒ 損益計算書 ☒ 法人事業概況説明書 ☒ 所得税青色申告決算書

※対象となる事業の種類や引受方法によって、ご準備いただく資料が異なる場合がございます。
詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



以下の順で
説明します

STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

STEP3

ご契約条件等

STEP4

補償内容の詳細

STEP5

ご注意

保険契約者

この保険契約は、全国商工会連合会を保険契約者とし、各商工会で政府労災に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

ご加入対象者(記名被保険者)

この保険は、全国商工会連合会で政府労災保険に加入している事業者で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

補償対象者の範囲

この保険で補償の対象となる方は下表のとおりです。
ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできません。

「」・・・自動的に補償対象者となります。「」・・・加入時にご申告いただくことで補償対象者に含めることができます。
「」・・・加入時にご申告をいただき、追加保険料をお支払いいただくことで補償対象者に含めることができます。

補償対象者区分		補償区分	説 明
従業員			記名被保険者の従業員をいいます(嘱託、臨時雇、パート・アルバイトを含みます)。
	出向者		記名被保険者から出向される労働者で、記名被保険者が賃金の半分以上を負担している者、または記名被保険者が政府労災保険料を半分以上負担している者をいいます。
役員・個人事業主等			<記名被保険者が「法人」の場合> 記名被保険者の役員をいいます(非常勤役員を含みます)。 <記名被保険者が「個人事業主」の場合> 記名被保険者の個人事業主および家族従事者をいいます。
建設業の下請負人		 (注1)	下請負人およびその役員および従業員をいいます。
貨物自動車運送業の下請負人(備車運転者)		 (注2)	よう 備車運転者およびその役員および従業員をいいます。
建設業・貨物自動車運送業以外の構内下請負人			記名被保険者の所有・使用する施設または業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき業務に従事する者をいいます。
派遣労働者			労働派遣事業を行う者から派遣され、記名被保険者の業務に従事中の者をいいます。

(注1) 建設業を営む事業者のみ対象となり、自動的に補償対象者に含まれます。

(注2) 貨物運送事業を営む事業者のみ対象とすることができます。

ご加入方法

ご加入にあたっては、専用の「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただきます。
加入は毎月受付しており、加入手続き月の翌月1日の午後4時の補償開始でご加入いただけます。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間	加入手続き月の翌月の1日午後4時～翌年同月1日午後4時
保険料引去日	加入始期月の翌々月の27日 (注1) (注2)

(注1) 金融機関等が休業日の場合は翌営業日になります。

(注2) 保険料のほかに加入申込ごとに制度維持費100円が加算されます。

保険料について

この保険の保険料は、「保険加入時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の売上高 (注1)」に基づいて算出される、あらかじめ確定した金額 (注2) をお支払いいただきます。

(注1) 業種によっては在籍人数に基づいて算出する場合がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注2) 「保険料精算特約」をセットした場合は、保険料を暫定保険料としてお支払いいただき、保険期間終了後に確定した売上高にて算出した保険料との差額を精算します。ご加入時点で保険期間中に著しく変動することが見込まれる場合等については「保険料精算特約」をセットしてご加入ください。

主な割引について

保険料が割安になる保険料割引制度をご用意しております。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

割引名称	概 要		
団体割引	全国商工会連合会のスケールメリットにより保険料に20%の割引を適用します。 なお割引率については、毎年の被保険者数に応じて変動する場合がございます。		
優良フリート割引	記名被保険者が自動車保険のフリート契約者で、業務災害補償プランの保険始期日時時点で適用されている優良割引率が20%以上であり、かつ所定の条件を満たす場合に、割引を適用します。	フリート優良割引率	割引率
		20%以上	5%
		40%以上	10%
チェックリスト割引	次の4項目をチェックリストにて確認させていただくことで、最大10%の割引を適用します。 1. これまでの事業経験について 2. 優良認定取得状況について 3. ISOの取得状況 4. 過去の保険金請求について		

補償内容の詳細

基本となる補償と主な特約の概要は以下の通りです。
詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

保険金・特約名		保険金をお支払いする主な場合 (保険金額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
業務災害補償基本特約	死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害補償保険金額を限度に保険金をお支払いします。 【保険金額】 1名につき なし～1億円の範囲で設定 (後遺障害補償保険金と共通) 【免責金額】 なし	●次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害 ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤上記②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑥上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ●次のいずれかに該当する身体障害 ①風土病による身体障害 ②化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に規定する疾病 ③補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ④補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害 ⑤補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害 ⑥補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ⑦補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因して生じた症状または外来性疾病である場合には、保険金を支払います。 ⑧補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害 ⑨補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
	後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金額の4%～100%を限度に保険金をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 【保険金額】 1名につき なし～1億円の範囲で設定 (死亡補償保険金と共通) 【免責金額】 なし	●補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性による身体障害
	入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院補償保険金日額を限度に保険金をお支払いします。ただし、180日間を限度とします。 【保険金日額】 1名・1日につき なし～15,000円の範囲で設定 【免責金額】 なし	●補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性による身体障害
	手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に、次の金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 【保険金額】 1名・1事故につき 入院中の手術:入院補償保険金日額×10倍 外来の手術 :入院補償保険金日額× 5倍 【免責金額】 なし	●補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性による身体障害
業務災害補償基本特約	通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院補償保険金日額を限度に保険金をお支払いします。ただし、90日間を限度とします。 【保険金日額】 1名・1日につき なし～10,000円の範囲で設定 【免責金額】 なし	●補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性による身体障害

保険金・特約名		保険金をお支払いする主な場合 (保険金額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
労働災害の補償	労災認定身体障害追加補償特約	政府労災保険法等の給付が決定された場合に限り、普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める脳疾患、心疾患その他の疾病や自殺による補償対象者の身体障害によって生じた損害に対して保険金を支払います。	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
	休業補償保険金支払特約	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、1日につき休業補償保険金日額を限度に保険金を支払います。ただし、身体障害を被った時が保険期間中である場合に限りです。また、所定の条件を満たす骨折・脱臼を被ったことにより就業不能となった場合、被保険者から事故発生の日からその日を含め30日以内の申し出があったときは、休業補償保険金日額に代わって休業一時金を支払います。 【保険金日額】 1名・1日につき 1,000円～15,000円の範囲で設定 【免責金額】 なし	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
	医療費用補償保険金支払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合に、次のいずれかに該当する費用で社会通念上妥当と認められる金額を、被保険者に支払います。 ① 補償対象者が治療のために病院または診療所に支払った費用 ② 入院、転院または退院するための補償対象者に係る移送費および交通費 ③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師が必要と認めた費用 【保険金額】 1名につき 10万円～300万円の範囲で設定 【免責金額】 なし	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
福利厚生	役員・個人事業主等フルタイム補償特約	補償対象者が記名被保険者の役員、個人事業主または家族従事者である場合は、業務従事中に限らず、24時間補償の対象とします。	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
	従業員フルタイム補償特約	補償対象者が記名被保険者の従業員である場合は、業務従事中に限らず、24時間補償の対象とします。	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
	疾病入院補償保険金支払特約	補償対象者(注1)が疾病を被り、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、かつ、その疾病の治療を直接の目的とする入院(注2)を開始した場合に、入院の日数に対して、1日につき疾病入院補償保険金日額を限度に保険金を支払います。ただし、1回の入院について、加入依頼書記載の支払限度日数を限度とします。 (注1) 加入依頼書記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員かつ保険期間の初日に75歳未満の方となります。(下請負人・派遣労働者等は基本補償の補償対象者であっても補償対象外です。) (注2) 治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 【保険金日額】 1,000円～20,000円の範囲で設定 【免責金額】 なし 【支払限度日数】 30日、90日、180日のいずれかを設定	●次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①補償対象者に対する刑の執行 ②治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者のアルコール依存、薬物依存

■用語のご説明
【身体障害】とは、次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。
a.傷害
(ア) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
(イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸引、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)
b.細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。)
c.業務に起因して生じた症状
業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
(ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67)
(イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70)
(ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81)
(エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94)
d.外来性疾患
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記aからcまでに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。
(ア) 偶然かつ外来によるもの
(イ) 労働環境に起因するもの
(ウ) 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの



STEP1

商品の特徴

STEP2

商品の全体像

STEP3

ご契約条件等

STEP4

補償内容の詳細

STEP5

ご注意

主な特約の概要は以下の通りです。
詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

以下は一部の特約について記載しております。その他の特約の内容や、各特約の詳細につきましては、「ご契約のしおり」に記載の、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

保険金・特約名		保険金をお支払いする主な場合 (保険金額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
福利厚生 の補償	後遺障害等級限定 (第1～7級)補償 特約	後遺障害補償保険金の補償範囲を後遺障害等級第1～7級に限定 します。	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしな い主な場合に準じます。
	自動車搭乗中補償 対象外特約	業務災害補償基本特約の保険金をお支払いする主な場合に準じ ます。	●事業者の所有・使用・管理する自動車等に業務 従事中（通勤途上除く）に搭乗している間に被 った身体障害のうち、傷害に該当するもの
	事業主費用補償 特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死亡補償 保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に、事故の発 生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が臨時に負 担した、その額および使途が社会通念上妥当な次の費用を支出す ることによって被る損害に対して保険金を支払います。 ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関 する費用 ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送 費用等の救援者費用 ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ⑤ その他死亡・後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因し て負担した費用 【保険金額】 1名につき 100万円 【免責金額】 なし	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしな い主な場合に準じます。
	死亡・後遺障害(第 1～7級)臨時費 用補償特約	次のいずれかの保険金を支払う場合に、所定の額の臨時費用保険 金を支払います。 ① 死亡補償保険金 ② 後遺障害補償保険金(後遺障害等級第1～3級) ③ 後遺障害補償保険金(後遺障害等級第4～7級) 【臨時費用保険金の額】 1名につき 上記①の場合 100万円 上記②の場合 25万円 上記③の場合 15万円 【免責金額】 なし	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしな い主な場合に準じます。
	メンタルヘルス対 策費用補償特約	労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者 が休職した場合に、その補償対象者が職場復帰するために記名被 保険者が次のいずれかの費用を支出することによって被る損害に 対して、保険金を支払います。 ① 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対 策に係る費用 ② 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プラン の作成に係る費用 【保険金額】 1名につき 15万円 【免責金額】 なし	●業務災害補償基本特約の保険金をお支払いしな い主な場合に準じます。
	法律相談費用補償 特約	補償対象者の身体障害の発生を受け、被保険者が負担する可能性 のある責任について、弁護士または司法書士に法律相談を行う場 合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、保 険金を支払います。 【保険金額】 1回の災害につき 10万円 【免責金額】 なし	●被保険者が個人の場合には、その被保険者と住 居および生計をともにする親族が被った身体障 害について生じた法律相談費用 ●次のいずれかに該当する法律相談費用 ①初年度契約の保険期間の開始時より前に行っ た法律相談と同一の原因から生じた一連の法 律相談にかかる法律相談費用 ②初年度契約の保険期間の開始時より前に被っ た身体障害について、被保険者が行った法律 相談にかかる法律相談費用 ③この保険契約の補償対象者となった時より前 に被った身体障害について、被保険者が行っ た法律相談にかかる法律相談費用 など

保険金・特約名		保険金をお支払いする主な場合 (保険金額・免責金額)	保険金をお支払いしない主な場合
企業防衛 の補償	使用者賠償責任補 償特約	補償対象者が業務上の事由または通勤によ り被った身体障害について、被保険者または その下請負人の損害賠償責任額が政府労災 保険等からの保険給付の合計額を超過する 場合にかぎり、その超過額分を保険金として 支払います。ただし、その身体障害が保険期 間中に発生した場合に限ります。 【支払限度額】 1名につき 500万円～3億円の範囲で設定 1災害につき 1,000万円～5億円の範囲で設定 【免責金額】 なし～100万円の範囲で設定	●労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災 保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した身 体障害 ●直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責 任を負担することによって被る損害 ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償 に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、そ の契約または規定がなければ被保険者が負担しない賠償責任 ②被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計をと もにする親族が被った身体障害に対して負担する賠償責任 ③労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第6号ま たは第7号に該当する者のうち、特別加入を行っていない者が 被った身体障害に対して被保険者が負担する賠償責任 ●労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条(休業補償)第1項また は船員法(昭和22年法律第100号)第91条(傷病手当及び予後手 当)第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する 損害賠償金 ●労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をする ことにより、被保険者が負担する金額 ●直接であるか間接であるかにかかわらず、日本国外の裁判所に提 起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟によって生じた損 害 ●補償対象者またはその遺族による被保険者に対する損害賠償請 求が、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日 が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過 した後になされた場合 など
	死亡のみ補償特約 (使用者賠償責任 補償特約用)	使用者賠償責任補償特約の補償範囲を死亡 のみに限定します。	●使用者賠償責任補償特約の保険金をお支払いしない主な場合に 準じます。
	死亡・後遺障害等 級(第1～7級)の み補償特約(使用 者賠償責任補償特 約用)	使用者賠償責任補償特約の補償範囲を死亡 もしくは後遺障害等級第1～7級に限定しま す。	●使用者賠償責任補償特約の保険金をお支払いしない主な場合に 準じます。
	雇用慣行賠償責任 補償特約	日本国内において被保険者が補償対象者に 対して行った差別的行為、ハラスメント、人 格権侵害等の不当行為に起因して、補償対象 者より保険期間中に被保険者に対して損害 賠償請求がなされたことにより、被保険者が 被る損害に対して、保険金を支払います。 【支払限度額】 1請求につき 1,000万円～3,000万円の範囲で設定 【免責金額】 10万円～50万円の範囲で設定	●直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害 ①遡及日より前に行われた次の侵害行為 ア 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関 係の終了。ただし、黙示の契約に対する違反行為を含みます。 イ 不当に雇用しない行為。ただし、派遣労働者に対する雇止 めを含みます。 ②この保険契約の保険期間の初日において、侵害行為に起因する 損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識 していた場合は、その侵害行為 ③遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟および これらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一の、または関連 する事実 ④保険契約者または被保険者の故意 ⑤被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づ いて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑥法令に違反することを被保険者が認識しながら行った侵害行 為 ⑦他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺 ⑧労働争議または団体交渉において合意された事項 ●直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責 任を負担することによって被る損害 ①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある 場合において、その約定によって加重された賠償責任 ②被保険者の親族に対する賠償責任 ③被用者等が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起 因する賠償責任 ●日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合 ●被用者等に対する賃金または退職手当の支払または不払による 損害。ただし、不当解雇判決等により被保険者に生じた賃金を除 きます。 など

ご加入前・加入後にご注意いただきたい事項についてまとめて詳しくは「保険約款」、「重要事項説明書」をご参照ください。

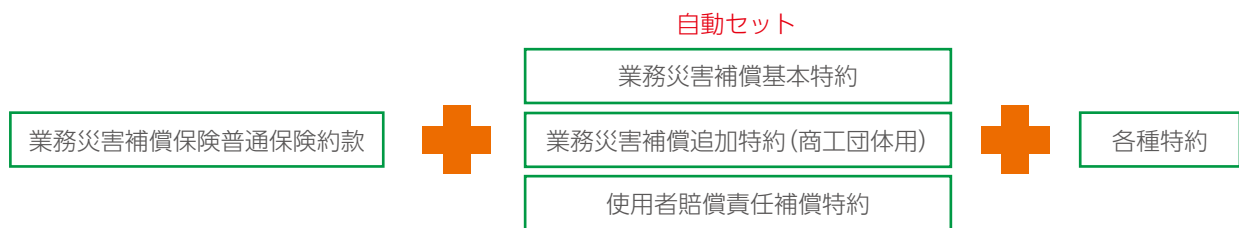
おります。ご加入前にならずご確認ください。



ご加入前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

この商品は業務災害補償保険普通保険約款、自動セット特約、各種特約で構成されています。



(2) 補償内容

●被保険者

保険加入により補償の対象となる方をいい、記名被保険者(加入依頼書の「記名被保険者」欄に記載された方)が被保険者となります。ただし、「使用者賠償責任補償特約」、「雇用慣行賠償責任補償特約」等、補償の内容によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

●記名被保険者

加入依頼書の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。

●補償対象者

加入依頼書の「補償対象者」欄に記載された補償対象者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に従事しない方を除きます。

●保険金をお支払いする主な場合

P 9の「労働災害の補償」をご確認ください。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

●保険金お支払いしない主な場合

P 9の「労働災害の補償」をご確認ください。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) ご希望によりセットできる主な特約とその補償内容

P 11～12の「主な特約の概要」をご確認ください。また、詳細や記載していない特約につきましては普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了するまでの期間)は1年間とします。

実際にご加入いただくにあたってのお客さまの保険期間は加入依頼書をご確認ください。

(5) 引受条件(保険金額等)

①保険金額について

すべての補償対象者について同一保険金額・日額とします。ただし、役員・個人事業主等を補償の対象とする場合は、従業員と役員・個人事業主等の区分ごとにそれぞれ個別の保険金額・日額を設定することができます。

②補償内容について

すべての補償対象者について同一補償内容とします。ただし、役員・個人事業主等を補償の対象とする場合は、従業員と役員・個人事業主等の区分ごとにそれぞれ個別の補償内容を設定することができます。

③引受制限について

これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合等は、新規契約および継続する契約ともに加入条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

保険料は 売上高等(注 1)を算出基礎とし、保険金額、事業の内容により決定されます。

なお、保険料が見込み数値に基づいた暫定保険料の場合には、保険期間終了後に確定した 売上高等(注 1)にて算出した保険料との差額を精算いたします(注 2)。

実際にご加入いただくにあたってはお客さまのご加入の保険料は加入依頼書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

また、保険料のほか加入者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

(注 1) 一部の業種では在籍人数に基づく人数方式により保険料を算出します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注 2) 「保険料精算特約」がセットされることにより、保険期間終了後に精算が必要となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②保険料の払込方法等

保険料の払込方法は月払となっております。保険責任開始月の翌々月よりご指定の口座から毎月引き落とします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(7) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(8) 告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入依頼書に記載された内容のうち、★または☆がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書の記載内容を必ずご確認ください。

(9) クーリングオフ(ご加入依頼の撤回等)

この保険は、お客さまが事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ^(注)することができません。

(注) クーリングオフとは、ご加入依頼後であっても、ご加入依頼の撤回またはご契約の解除ができる制度をいいます。

(10) 補償の重複について

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。^(注)

(注) 複数あるご契約のうち、1 契約のみに特約がセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

ご加入後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

加入依頼書に☆がついている事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

(2) 解約返れい金の有無

ご加入を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、ご加入の解約に際しては、加入時の条件および解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

また、始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払い込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

(3) 損害保険契約者保護機構について

損害保険において、引受保険会社の経営が破綻した場合のご加入のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。詳細につきましては「重要事項説明書」をご確認ください。

(4) 個人情報の取扱いについて

保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご確認ください。

(5) ご加入の取り消し・無効・重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご加入および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償保険金に対する保険金を除きます)。

① 加入者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合

② 加入者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

万が一事故がおきた場合には

- 万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますので、ご注意ください。
- 引受保険会社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、次のような事由が生じた場合には、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。
 - ①警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
 - ②専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「保険約款」をご覧ください。

- 法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、損害賠償事故に関わる示談交渉は引受保険会社とご相談のうえ、お進めください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合、または損害賠償金などを支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万が一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようにご相談に応じさせていただきます。
- 事故の際、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて他の保険会社に確認を行っております。確認内容は保険金支払いの目的以外には利用いたしません。

その他ご注意いただきたいこと

このパンフレットは業務災害補償プランの概要をご紹介しますものです。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保

険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。なお、詳細につきましては「保険約款」をご覧ください。

商工会名

引受保険会社お問い合わせ先

引受保険会社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：午前9:00～午後5:00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談  **0120-671-071** (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望  **0120-331-308** (お客さま相談センター)

事故受付センター

万が一の
事故の際には



0120-091-161
FAX 098-863-5596

保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

TEL **03-4332-5241** (全国共通)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。
大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

(ホームページアドレス) <https://www.daidokasai.co.jp/>

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●お申し込み・お問い合わせは